

京都市告示第509号

平成15年4月2日京都市告示第132号（京都市道路の位置の指定に関する規則第3条に規定する側溝及び街渠の基準）の一部を次のように改めます。

平成25年3月29日

京都市長 門川 大作

題名を「京都市道路の位置の指定等に関する規則第6条に規定する側溝及び街渠の基準」に改め、第3項の次に次の1項を加える。

- 4 京都市道路の位置の指定の基準の特例に関する条例第6条の規定により、建築基準法施行規則第9条の規定による申請の際現に存在している道のうち、適用時（建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）第2条の規定の施行の時をいう。）に現に建築物が立ち並んでいる幅員1.8メートル以上の道について道路の位置の指定を受けようとする場合で、既存の排水施設が存在するものについては、道及びこれに接する敷地内の排水に必要な側溝又は街渠であること。

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

（都市計画局建築指導部建築指導課）